

令和8年度 常勤講師及び非常勤講師 取扱一覧(県立特別支援学校)

名称		任用期間	勤務時間	給与手当	支給方法	休暇等	社会保険等
常勤講師等		4月1日～3月31日 (最長任用期間)	週38時間45分 (7時間45分×5日)	○給与:約274,900円～(任用歴等により決定) ※任用の始期又は終期が月の中途の場合は、日割り計算をして支給 ○特殊勤務手当:所定業務に従事する場合に、所定額を支給 ○通勤手当、住居手当、扶養手当等:届出により認定の上、所定額を支給 ○退職手当:任用期間が6か月以上ある場合に支給 ○期末手当、勤勉手当、出張時の旅費等が支給される。	○システムにより申請した給与振込口座への振込 ※給料は毎月21日に口座払(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日(以下同じ)) ※期末・勤勉手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	○『臨時的任用職員の休暇について(通知)』による ○任用期間に応じて付与される	○社会保険(健康保険、介護保険、厚生年金保険のこと。以下同じ)に加入 ○健康保険、介護保険は公立学校共済組合に、厚生年金保険は年金機構に加入 ○新たに任用される場合で31日以上任用期間がある方は、任用開始以降5ヶ月を経過するまで雇用保険に加入
名称		従事する勤務内容、配置基準等	授業時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等
非常勤講師等	副校長・教頭マネジメント支援員	教職員の勤務管理事務の支援、施設管理、保護者や外部との連絡調整、若手教職員との面談、学校徴収金等会計管理等の補助等	(1)勤務時間数 週30時間 (2)配置された学校と調整の上定める(休憩時間:1日45分) (時間は、公務の必要によりやむを得ず変更になる場合がある)	2,160円×勤務した時間数(※)	システムにより給与振込口座申請 ※報酬は毎月21日に口座払い(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日) ※期末勤勉手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	○『会計年度任用職員の取扱要領』による ○任用期間に応じて付与される	○勤務時間が週20時間以上かつ2月と1日以上任用(予定)又は再度の任用の見込みがある場合(週20時間以上30時間未満の場合は報酬月額88千円以上の場合に限る。)は社会保険に加入 ○上記に該当しない場合、国民健康保険等に各自で加入 ○週20時間以上かつ31日以上の任用がある場合は雇用保険に加入
	教科補充	教科等の授業を補完するために必要と認める場合	週30時間 (1)T1又は単独指導(①原則6コマ10時間、②原則8コマ13時間、③原則10コマ17時間、④原則12コマ20時間、⑤原則15コマ25時間の5区分) *⑤原則15コマ25時間の発令を優先 残りの勤務時間は学級担任や教科等担任とTT方式	(1)①1,770円、②1,790円、③1,810円、④1,830円、⑤1,870円×勤務した時間数 (2)1,700円×勤務した時間数(※)			
			T1又は単独指導なし	必要に応じて原則週12時間、18時間、24時間、30時間の4区分 (2)学級担任や教科等担任とTT方式(単独指導不可)			
	単独指導非常勤講師(T1又は単独指導のみ)	教科等に関する指導が必要と認める場合	必要に応じて、週2～30時間の範囲	1,900円×勤務した時間数(※)			

(※) ○通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給
(※) ○県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出
(※) (提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用で、源泉所得税を控除する。)
(※) ○年2.24ヶ月分の報酬に相当する期末手当及び勤務成績に応じた勤勉手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)